

令和6年7月3日

文化審議会第8期無形文化遺産部会（第1回）を開催します

標記会議を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

1. 日 時 令和6年7月10日（水） 13:00 ～ 15:00

2. 議題（予定）

- （1）部会長及び部会長代理の選任について
- （2）文化審議会無形文化遺産部会運営規則等について
- （3）ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく提案案件について（審議）

3. 会議の公開及び諸連絡について

- ・報道関係者及び一般の方については、傍聴に代えて、会議の様様をライブ配信により公開する予定です。

ライブ配信の登録受付は下記の期間において行いますので、期間内に「傍聴登録フォーム（QRコード又はURL）」から御登録をお願いします。

傍聴登録フォーム



URL : <https://forms.office.com/r/KA0rH4EiL5>

受付期間 令和6年7月9日（火）12時まで

※受付期間外に届いたものは、登録できませんので御留意ください。

接続方法等の詳細につきましては、御登録のメールアドレスへ連絡いたします。

- ・議題のうち、（1）、（3）については非公開となります。
- ・会議資料につきましては、令和6年7月9日（火）を目処にHPに掲載します。（下記URLから「第8期 第1回」ページ（追って掲載）を御参照ください。）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/mukei_bunkaisan/nittei/

<問合せ先>

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室

無形文化遺産係

担当 木南、江黒、関

電話：03-5253-4111（代表）（内線 4698）

無形文化遺産部会の設置について

令和6年4月16日
文化審議会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2.に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 無形文化遺産保護条約第16条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- (3) その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項に基づき、上記2.に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会第8期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和6年4月16日現在)

(正委員)

野嶋 洋子 アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長
松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

井上 治 嗟峨美術大学教授
今井 陽子 国立工芸館主任研究員
大林賢太郎 京都芸術大学教授
大谷津早苗 昭和女子大学教授
笠嶋 忠幸 出光美術館学芸部次長・上席学芸員
久保田裕道 東京文化財研究所
無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
黒川 廣子 東京藝術大学美術館教授
竹内由紀子 女子栄養大学栄養学部准教授
宮田 繁幸 東京福祉大学留学生教育センター特任教授